（様式１別紙）

□支援金の交付申請に関する誓約事項

１　「やまぐち移住就業支援事業・マッチング支援事業及び地方就職学生支援事業」、「やまぐち移住就業支援（専門人材）事業」、「山口県移住支援事業（創業）及び創業支援事業」に関する報告及び立入調査について、山口県及び周南市から求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、「やまぐち移住就業支援事業・マッチング支援事業及び地方就職学生支援事業」、「やまぐち移住就業支援（専門人材）事業」、「山口県移住支援事業（創業）及び創業支援事業」実施要領に基づき、支援金の全額又は半額を返還します。

(1) 支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

(2) 支援金の申請のあった日から３年未満に周南市以外の市区町村に転出した場合：全額

（就業（一般・専門人材の場合のみ））

(3) 支援金の申請のあった日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

（創業の場合のみ）

(4)創業補助金の交付決定を取り消された場合：全額

(5) 支援金の申請のあった日から３年以上５年以内に市外に転出した場合：半額

□本支援金に係る個人情報の取扱い

山口県及び周南市は「やまぐち移住就業支援事業・マッチング支援事業及び地方就職学生支援事業」、「やまぐち移住就業支援（専門人材）事業」、「山口県移住支援事業（創業）及び創業支援事業」の実施に際して得た個人情報について、山口県及び周南市が定める個人情報保護に関する法律施行条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

　また、山口県及び周南市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。